

令和6年12月6日

都城市議会

議長 神脇 清照 様

都城市議会議員

小玉 忠宏

研 修 報 告 書

以下のとおり研修報告をします。

1 受講者 会派名 自由民主党有志会 小玉忠宏

2 研修名 「質問力」議会質問特別研修

3 受講場所 大阪駅前第4ビル23階

4 受講日時

(1)令和6年11月25日(月)14:00～16:30

(2) 〃 26日(火)10:00～12:30

5 講師 日本公共経営研究所代表 宮本正一 講師

6 研修の感想

(1) 質問聞き取り時の職員対応マニュアル

質問内容の手順 ① 市民相談や興味のある課題を選択する。

手順 ② 課題検証の学習。

関係法令等を認識・計画を熟読・関係者に面談・関係課と協議する。

手順 ③ 質問の木を育てる。

幹の設定、関係法等を根拠に検証結果や質問背景を明確にする。

答弁調整後のポイント

答弁内容を把握し大まかな再質問の準備をする。

【再質問はシナリオ無き論戦。重要なのは、質問の目的を失わないこと】

>答弁の目的に説明は明確であるか。関与する計画の明確化

※ 政治家に必要なのは、情熱・責任感・判断力(AIも出来ない)

(2) 質問本番の取り組み方

質問とは、市町村行財政全般に亘って執行機関に疑問点を正し、所信の表明を求めるものである。総括尋問と言う考え方で、納得するまで問い続ける。

質問には、課題追求型・政策提案型・自己主張型があり、最も大事なものは課題追求型。

質問の範囲は、当該自治体の行財政全般で、具体的には、自治事務、法廷受託事務を問わず自治体が処理する一切。

質問の効果 ただ単に執行機関の所信・事実関係を明らかにするだけで無く、それらを正

すことによって執行機関の政治姿勢・政治責任を明らかにさせる。

結果として、現行の政策を変更是正、新規政策採用などの効果がある。

質問通告は、質問と答弁が噛み合うように議事進行する義務が議長にはあり、通告内容は具体性が必要。質問の内容が市町村行政に全く関係ないものは許されない。

【論点の整理・結論の設定】

以上、質問の基本として理解し一般質問の作成や質問に努める。

7 研修の成果及び市政への反映

(1) 答弁調整後のポイントは、答弁内容を把握し大まかな再質問の準備をする。

～ 再質問はシナリオ無き論戦！重要は質問の目的を失わないこと ～

> 質問の目的に説明は明確であるか。

【政治家に求められるのは、情熱・責任感・判断力(AI も出来ない)】

(2) 質問本番の取り組みとして、市町村行財政全般に亘って執行機関に疑問点を正し、所信の表明を求める、総括尋問と言う考え方で、納得するまで問い続ける。

☆ 質問には、課題追求型・政策提案型・自己主張型があり最も大事なのは課題追求型である。

☆ 質問の範囲は、当該自治体の行財政全般で、具体的には自治事務、法廷受託事務を問わず自治体が処理する一切。

☆ 質問の効果は、ただ単に執行機関の所信・事実関係を明らかにするだけで無く、それらを正すことによって執行機関の政治市政・政治責任を明らかにさせる。結果として、現行の政策を変更是正新規政策採用などの効果が得られる。

☆ 質問通告は、質問と答弁が噛み合うように議事進行する義務が議長にあり、通告内容は具体性が必要で、質問の内容が市町村行政に全く関係ないものは許されない。

【論点の整理・結論の設定】

以上、研修を活かした質問に取り組めるよう今後の議会活動に努める。